令和4年度第2回静岡県森林審議会 会議録

令和 4 年12月13日(火) 県庁別館 9 階第 1 特別会議室

午後1時30分開会

〇司会

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回静岡県森林審議会を開催いたします。

審議会開催に当たりまして、経済産業部理事の清水からご挨拶を申し上げます。

〇清水経済産業部理事

ただいまご紹介のありました、経済産業部理事の清水でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、県の森林・林業行政に多大なるご協力をい ただきまして、深く感謝を申し上げます。

森林は、水源の涵養、山地災害の防止などの働きに加えまして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、二酸化炭素を吸収する機能を有するとともに、森林から生産された木材を建築物に利用するということは、炭素を都市に長期間貯蔵させることにもつながってまいります。こうした森林の公益的機能を持続的に発揮させますとともに、林業、木材産業の成長産業化を図るためには、森林の管理や木材生産の各分野におきまして、デジタル技術などの先端技術を導入しまして、生産性の向上、それから効率化を図る必要があると考えております。

このため県では、林業経営体や森林所有者の皆様に加えまして、先端技術を有します 企業などの参画をお願いしまして、森林・林業分野全般のイノベーションを進める 「Forestry Action Open Innovation」プロジェクトを立ち上げて取り組んでおります。 この頭文字を取りまして「FAOI(ファオイ)プロジェクト」と呼んで取組を進めて まいりますので、皆さんにまたご指導をいただきたいと思っております。

また、本年9月の台風15号は、県内各地に甚大な被害をもたらしております。森林・林業の関係につきましては、土砂の流出であったり治山・林道施設の被災によりまして、約60億円の被害が生じております。今、市町と連携しまして復旧に取りかかっているところですが、これを早急に進めてまいりたいと考えております。

また、こういった災害の復旧に取り組むことは当然のことですが、これに加えまして、

こうした災害の被害を少しでも軽減するために、森林の防災機能を高めます治山事業、 それから津波防護の一翼を担います「ふじのくに森の防潮堤づくり」、それから「森林 (もり) づくり県民税」によります荒廃森林の再生。こういったことを着実に推進しま して、県民の安全・安心な暮らしの実現に向けて取組を進めてまいりたいと思っており ます。

さて本日は、森林法に基づきまして「地域森林計画の変更」のご審議をお願いしたい と考えております。委員の皆様には、それぞれの専門のお立場からご審議をよろしくお 願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたしま す。

〇司会

続きまして、中谷会長からご挨拶をお願いいたします。

〇中谷会長

本日は、ご多用中にもかかわらず、本会議にご出席をいただきまして誠にありがとう ございます。

本年は約30年ぶりの円安傾向ということで、これがかえって国産材への回帰という兆候になっております。そして県内の林業には追い風と言われております。こうした契機を生かすために、丸太の安定供給を進めていく必要があるということで、県も各種の施策を打っていただいております。

また一方、台風15号の影響が甚大で、人家や道路に多くの被害をもたらしております。 丸太の出材にも影響を及ぼすといった事態が生じており、そういった点は大いに懸念されるところでございます。そうしたことのないように、今後、災害に強い森づくりが求められておりますし、森林の整備、そして保全を着実に進めていく必要があると考えております。

本日の審議は、先ほど清水理事からもお話がございましたが、森林計画制度の根幹となります地域森林計画をご審議いただくことになります。委員の皆様の活発なご議論を期待して、挨拶とさせていただきます。

〇司会

次に、本日の委員の皆様の出席状況ですが、15名中10名の委員に県庁会場にてご出席 いただいており、3名の委員にオンラインでご出席いただいております。出席者は13名 となり、委員の半数を超えており、森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満た しておりますことをご報告いたします。

お手元の次第をごらんください。

まず、「伊豆、富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更」についてご審議いただきます。その後、「林地開発許可に係る答申」についてご報告いたします。

なお、先日送付いたしました開催通知において、「静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定」についてもご報告することとしておりましたが、次回報告させていただくことといたしましたので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、発言方法など、進め方についてご案内します。

県庁会場でご出席の委員の方々につきましては、各席にマイクを設置しております。 ご発言の際には、手元のこちらのボタンを押して、マイクのところが赤く光ってからご 発言をお願いいたします。発言が終了した際には、再度同じボタンを押してマイクをオ フにするようお願いいたします。

オンラインでご出席の委員は、ご自分の発言のとき以外はマイクをミュートにしてください。カメラは常時オンにしてください。発言されるときは、画面上で挙手していただき、議長が指名したら話し始めてください。指名を受けた委員は、マイクをオンにしてから話し始めてください。自身の発言が終わったら、「以上です」と一言添えてマイクをオフにしてください。

採決に当たり、議長が賛成や同意、反対や異議ありの意見を求めた際は、賛成や同意は手で「〇」、反対や異議ありは手で「×」を作って示していただくようにお願いします。また、発言はできるだけ簡潔にするなど、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事進行の議長は、慣例により中谷会長にお願いいたします。

〇中谷会長

それでは、暫時諮問の審議に入ってまいります。

第1号議案、「伊豆、富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更」について説明願います。

〇事務局(白井)

それでは、審議事項の「伊豆、富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更」についてご 説明します。 2ページをごらんください。

地域森林計画とは、森林法に基づき、県知事が10年を1期とした計画を5年ごとに樹立するものです。計画の対象とする森林の区域を定めるほか、全国森林計画に即して、森林整備や保全の方針、森林施業に関する指針や基準、伐採、造林等の計画量などを定めます。市町長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を樹立します。

3ページをごらんください。

本県での地域森林計画の構成です。

本県には、東から伊豆、富士、静岡、天竜の4つの森林計画区があります。この4つの計画区に共通する事項については「共通編」として1つにまとめ、計画区ごとに定める事項については「各計画区編」としてそれぞれ樹立しています。5年ごとの樹立となるため、今年は樹立する計画区はなく、全ての計画で変更を行ないます。

次に、4ページをごらんください。

地域森林計画の変更の流れについて説明します。

作成した計画案は、おおむね30日間の公告、縦覧をした後、市町長などの関係機関に 意見を聞くこと及び森林審議会に諮問することが森林法で定められています。今回の縦 覧における意見の申立てはございませんでした。また、市町長及び森林管理局長からは 特段のご意見はございませんでした。

本日委員の皆様からご意見をお伺いし、必要な修正を加え、農林水産大臣との協議を 経た上で遅滞なく公表し、4月1日から施行する予定です。

5ページをごらんください。

今回の地域森林計画の変更に関する主な内容について説明します。

まず、各計画区に共通する事項ですが、主に2点あります。1つ目は、「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」の整備・保全の方向の伐採方法の変更について。2つ目は、早生樹施業の指針としてテーダマツの標準伐期齢等を記載した点についてです。

なお、標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐の林齢として定めるものです。

次に、各計画区編では、森林簿の修正報告や、林地開発による森林面積の変更などに よる計画数量の見直しが行なわれています。

それでは、各変更の内容をご説明します。

6ページをごらんください。

共通編の変更点の1つ目として、「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」に関する変更について説明します。

この項目は、森の力再生事業における対象森林の条件や整備の方向性などを定めるものです。

変更内容の説明に先立ち、森の力再生事業について簡単に説明します。

森の力再生事業は、森林(もり)づくり県民税を財源とし、所有者による整備が困難なために荒廃し、緊急に整備が必要な森林で実施しています。人工林再生整備事業の一般型と災害対応型、竹林・広葉樹林等再生整備の3つの整備を実施しています。人工林再生整備は針広混交林へ、竹林・広葉樹林等再生整備は多様な樹種の森林に転換していくことを目標としています。

7ページをごらんください。

今回審議いただいている地域森林計画では、人工林再生整備の対象森林である「特に 針広混交林化を推進すべき森林」と、竹林・広葉樹林等再生整備の対象森林である「樹 種の多様性を増進すべき森林」の要件と伐採方法などの整備・保全の方向を規定してい ます。

一方、市町村森林整備計画では、対象森林の区域と伐採方法について具体的に定めています。

8ページをごらんください。

今回、地域森林計画に定められている伐採手法の位置づけを変更します。これまで、 地域森林計画における森の力再生事業の伐採方法について、標準的な間伐とは別の間伐 と位置づけてきました。

また、事業の実施要領では、人工林再生整備の伐採の幅を「5m以上かつ樹高の2倍未満」と定めています。一方、森林計画における標準的な間伐の伐採幅の上限は「伐採から5年経った際に樹冠疎密度が10分の8まで回復する幅」と定められています。

今回、林野庁からの助言を受け、伐採方法の位置づけを改めて整理し、変更することとしました。

9ページをごらんください。

森の力再生事業の適正な執行を一層図ることを目的に、森林計画上では、森の力再生 事業の伐採を、標準的な伐採の幅を基準に間伐と主伐に位置づけるように変更します。

10ページをごらんください。

地域森林計画の記載については、「特に針広混交林化を推進すべき森林」の「伐採方法は間伐とし」から「伐採方法は、皆伐又は間伐を原則とし」に変更します。「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」については、「伐採方法は原則として間伐」から「伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐」に変更します。また、「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」で実施する竹林の整備については、樹種転換を図る場合は皆伐とすることを明示します。

なお、市町村森林整備計画においても地域森林計画と整合が取れるように、市町に対 し変更の検討を依頼しています。

11ページをごらんください。

共通編の2つ目の変更点として、テーダマツの標準伐期齢等を記載した点について説明します。

テーダマツは、アメリカ原産の松で、初期成長が早く、植栽後30年で平均成長量が最大となるといった特徴があります。マツ類に懸念されるマツ材線虫病、いわゆる「松くい虫」などの大きな病虫害の報告はありませんが、植栽初期の4から5年と樹齢50年以上になると、強風の際に倒れるリスクが高まるとの報告があります。

当県では、昭和40年代にパルプ原料として約160haが植栽され、全国でも有数の資源量となっています。県森林・林業研究センター等が県内のテーダマツを用いて合板を試作したところ、2級構造用合板基準を満たす強度が確認され、今後有用な樹種となることが期待されています。

また、同センターが県西部のテーダマツ林分を調査し、標準伐期齢や植栽本数などについて試算しました。

12ページをごらんください。

今回の地域森林計画変更の経緯を説明します。

森林資源の循環利用には齢級構成の平準化が必要であり、森林所有者の主伐・再造林に対する意欲を喚起しなくてはなりません。そのような中、近年、収益サイクルの短期化や保育費用の軽減が見込まれる早生樹が注目されています。初期成長が早い早生樹の1つであるテーダマツは、当県では全国2位の植栽実績があり、合板等への利用可能性も示唆されていることから、今後見込まれる伐採や植栽の要望に円滑に対応できる体制を整えることとしました。

そこで、地域森林計画において、テーダマツの標準伐期齢を30年として追加するとと

もに、「県内に育つ将来高木となりうる樹種一覧表」に追加しました。

13ページをごらんください。

標準伐期齢の設定根拠についてです。

県内の合板工場では、末口径18cm上、主に4mの丸太を受け入れていることから、県の森林・林業研究センターは、樹幹解析結果を基に同規格の丸太が採取できる本数を試算しました。県内3か所での樹幹解析の結果、生育の悪い森林公園であっても、合板工場の規格を満足する丸太が採取できる樹齢は30年生であることが分かりました。

この結果を踏まえ、平均成長量が最大となる樹齢を基準にし、合板用丸太としての活用を前提に標準伐期齢を30年に設定しました。

14ページをごらんください。

続きまして、伊豆、富士、静岡及び天竜地域の各計画区編の変更について説明します。 各計画区編では、計画数量の見直しを行ないました。計画の対象となる民有林の面積 は、森林面積の精査に伴う修正や林地開発行為の完了などにより、表のとおり変更しま す。

15ページをごらんください。

地域ごとの主伐、間伐による伐採立木材積及び造林面積の計画量について変更はありません。

16ページをごらんください。

このほか、各計画区で林道の計画量を変更しています。全ての計画区で「開設」の数量の変更がありました。また、静岡計画区では「改良」及び「舗装」の数量が増となっております。

以上で審議事項の説明を終わります。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いしま す。

〇中谷会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問等ございましたら、挙手でお願いをしたいと思います。

志賀委員、どうぞ。

〇志賀委員

先ほどのご説明の10枚目のスライドというのは出せるでしょうか。

配付資料でいただいている別紙1に「森の力再生事業に係る地域森林計画の変更」と

いう資料があって、そこでは「間伐」と「主伐」となっているんですけれども、ここの 説明では「皆伐」としているんですね。それで、普通「間伐」に対応する言葉って「主 伐」だと思うんですけれども、ここであえて「皆伐」とされた背景なり理由の補足説明 をお願いしたいと思います。

以上です。

〇中谷会長

事務局、答弁を願います。

〇小池森林計画課長

森林計画課長の小池と申します。

志賀委員からご質問のあった件について、ご説明させていただきます。

森の力再生事業の伐採の位置づけは、林野庁の助言に基づいて整理したのが今回の案件です。

まず、事前にお配りをさせていただいております別紙1です。こちらについては、分かりやすいように、主伐の中をあえて分けずに、本当は択伐と皆伐に分けるんですけど、ややこしくならないように、シンプルに「主伐」と「間伐」という書きぶりにしています。

今、PowerPointで説明させていただきました、こちらの内容が、計画書に書かれている内容になっています。先ほども申しましたとおり、主伐の中は皆伐と択伐とに分かれています。そこの分かれ目という部分については、択伐については、天然更新の場合、30%以下の伐採率ということが森林計画制度上決まっております。今回、森の力再生事業の伐採、これは「環境伐」と我々は言っておりますが、それについて、森林計画制度上での在り方、言い方を整理したものになっています。

ということで、今回PowerPointで説明させていただいている資料ですが、こちらについては「皆伐」という言い方をさせていただいております。森の力再生事業の実施基準から鑑みますと、択伐に該当するものが想定できないものですから、環境伐、一般的な人工林を相手にしたものについては「皆伐」というような書き方をさせていただいているところです。

以上でございます。

〇中谷会長

志賀委員、いかがでしょうか。

〇志賀委員

ご説明は分かったんですけれども、静岡以外で、普通、針広混交林化を図るという場合に、日本なり世界的に見た場合には択伐も当然選択肢の中に入っているし、むしろ択伐により針広混交林化を図っていくほうが一般的かなと思えるものですから、その辺の丁寧な説明というか、静岡県なりの方針のご検討をお願いできればと思いました。あくまでも参考意見です。

以上です。

〇中谷会長

事務局、いかがですか。

〇小池森林計画課長

今回の地域森林計画における「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」という部分については、本県独自の事業でございます森の力再生事業に限定したことを位置づけているものですので、針広混交林化という大きな目的に向かって、全国的に、あるいは世界的にも択伐という手法があるというのはもちろんそのとおりですが、この地域森林計画のこの部分については、森の力再生事業に限定したものとして書かせていただいているところです。

以上です。

〇中谷会長

志賀委員、よろしいですか。

〇志賀委員

了解いたしました。

〇中谷会長

では、ほかにございますか。荒川委員、どうぞ。

〇荒川委員

今のご説明の部分に関連してなんですけれども、ご説明の中で「林野庁からの助言を踏まえ」というお話がありましたが、その助言の内容について、お差し支えのない範囲でもう少しご説明いただければと思います。

〇中谷会長

事務局、どうぞ。

〇小池森林計画課長

林野庁の助言について簡単にご説明いたします。

森の力再生事業は、平成18年から事業を創設いたしました。この18年、事業創設の当時は、森林計画上の整備を「択伐」という言い方をしておりました。これを、平成24年の森林法の改正に合わせて、うちの地域森林計画も改正したんですが、この時点では「間伐」という言い方にしております。事業創設当時は、針広混交林化を図るということで、伐って広葉樹を入れていくということで事業を進めてきたんですが、やっぱり事業の実態として間伐に割と近いものが多かったという経緯がございまして、平成24年の直近の現行動いている仕組みの中では「間伐」という言い方で整理をしていたところです。

今回、林野庁からいただいたご助言は、「間伐なのか択伐なのかどちらかを選ぶのではなく、両方あっていい」と、「そういう整理をしたほうが、計画上分かりがいいのではないか」といったお話をいただきましたので、こういった改正の内容になっています。 以上でございます。

〇中谷会長

よろしいですか。

〇荒川委員

ありがとうございます。

〇中谷会長

では、ほかにいかがですか。鈴木委員、どうぞ。

〇鈴木委員

私はテーダマツのところで質問したいんですけれども、よろしいでしょうか。

テーダマツをこれから標準伐期齢に入れていくということは、推奨樹種になると思う んですけれども、テーダマツを推奨樹種に入れた理由をもう少しお聞かせ願いたいんで すけれども、1つ心配しているのは、これからやっていくに当たりまして、苗の生産が どこまで追いついてくるのかなというのが1つあります。

それと、今の現状から見ると、160haの森林があるというのはよく分かるんですけれども、これから静岡県内でどのぐらいの規模のテーダマツの森林面積を想像しているのかというのもお聞きしたいですし、現状流通している材としては、テーダマツよりも例えばカラマツのほうが圧倒的に流通していると思うんですけれども、カラマツではなくてテーダマツにしている理由をもうちょっと聞きたいです。

最終的には、将来、うちのところにも約5反歩ほどテーダマツが植わっているんです

けれども、そのテーダマツを生育させていくには、確かに今ちょうど50年ぐらいの林なんですけれども、30年ぐらいで本当に切っていくとなると、今回木を伐採しましたけれども、伐採の仕方もちょっと変わってくるかなと。スギ・ヒノキとはまたちょっと違う伐採の技術が必要かなと思っていますので、そういうところも含めて一緒に考えていかなければならないんじゃないかなと思ったんですけれども、全体的にいろいろ含めてお答え願えればと思います。

〇中谷会長

盛りだくさんですが、事務局、回答を。

〇伊藤森林整備課長

鈴木委員からテーダマツの関係でご質問をいただきました。私からは、まずテーダマ ツの苗木の生産の関係についてご説明いたします。

テーダマツに関しましては、現在はやはり人工林といいますか、この昭和30年代、40年代に植えた森林から種子を採取して、これを苗木生産している状況です。県の種苗組合連合会でも、昨年からこのテーダマツの苗木生産に取り組んでいるところで、民間企業でもテーダマツに大分関心を持っている状況にございます。

今後、テーダマツの苗木の生産が本格化すると考えておりますけれども、委員のご指摘のとおり、来年すぐ十分な量の苗木が供給できるかというと、今現状はまだそうなっていないところです。地域森林計画で、今回テーダマツを植栽樹種として定めまして、これは林野庁長官が認める外国産樹種ということで、静岡県に適したものと承認されておりますので、こういったものはどんどん取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

〇中谷会長

他の質問に対してどうですか。

〇小池森林計画課長

テーダマツの苗については、伊藤課長から説明させていただきました。

現在、160haのテーダマツが県内に植わっているということで、これはある意味本県の強みと解釈しているところです。新しい林業というか、伐採のサイクルを短くして収益性を高めていく。こういったことをこれから目指される森林所有者さんが何人かいらっしゃるのではないかというところをにらんで、まずは160haに及ぶテーダマツの樹幹解析とか育った過程、施業の履歴なんかも分かっているようですので、そういったところを

森林・林業研究センターで詳細に調べまして、これは本県でもちゃんと生育するものな ので今回載せたところです。

具体的に、これをもってすぐにテーダマツの植栽が始まるということではありませんが、スギ・ヒノキー辺倒の再造林という仕組みの中に、新しく早生樹――まずはテーダマツというところですが、それを入れさせていただくということで、林業経営の幅を広げるというか選択肢を広げるというか、そういったことをまず姿勢として表わしていきたいと考えているところです。

以上です。

〇中谷会長

英元委員、いかがですか。

〇鈴木委員

はい。

〇中谷会長

ほかにいかがですか。加賀谷委員、どうぞ。

〇加賀谷委員

私もテーダマツについての質問です。ご説明あったように、すぐに植栽が始まるわけではないということで、森林所有者さんにとって、テーダマツの植栽に意欲を持てるのは、スギ・ヒノキがまた下落傾向にある中で、テーダマツが付加価値の高い販売ができることが理想かなと思うんですけれども、1つ目が、合板以外の用途という可能性、主にどんな用途かというところと、実際に合板工場でテーダマツの受入れは、将来的にしていただけるという反応とかを伺っているかどうか、伺いたいです。

〇中谷会長

では事務局、どうぞ。

〇小池森林計画課長

ご紹介した中にも「合板を試しに作ってみた」という話があったと思うんですけど、これは、合板工場の組合からご依頼を受けて森林・林業研究センターで取り組んだということです。ということで、合板工場の皆さんも、ある程度将来性のある樹種だということで、そのような持ちかけをいただいたと理解しているところです。

その他の用途ですが、今のところ合板に限定した形になっているところです。

〇中谷会長

加賀谷委員、いかがでしょう。

〇加賀谷委員

分かりました。ありがとうございます。

あともう1つ追加で、昭和40年以降で160haということですけれども、これは大きいのか小さいのかよく分かりませんが、今現在の面積としては大きくはないという気がするんですけれども、継続して植えられなくなった経緯は何かお分かりでしょうか。

〇中谷会長

はい、どうぞ。

○小池森林計画課長

昭和30年、40年頃に植栽されたものについては、パルプ需要をにらんで植栽したと伺っております。その後、パルプの需要がいろいろ変わっていく中で、テーダマツが忘れ去られていったという状況です。ということで、そのいっときに植えられたものがずっとそのまま残っているという意味合いで、今も160ha程度が残っているという状況です。書いてありますけど、大きくなり過ぎると風害がとても心配な木で、私も平成30年に西部農林事務所で県立森林公園のテーダマツの林を管理していたんですけど、やはり台風でばたばた倒れてしまったということがありますので、この標準伐期齢の30年をにらんで、集約的な林業という形でやっていく新しい姿を見ていきたいと考えています。以上です。

〇中谷会長

加賀谷委員、いかがですか。

〇加賀谷委員

ありがとうございます。

〇中谷会長

では、ほかにいかがでしょう。蔵治委員、どうぞ。

〇蔵治委員

スライドの14枚目ですけれども、森林の区域、つまり5条森林の面積が全ての計画区において減少しているデータになっているかと思うんですが、その理由として「修正報告」「林地開発」とあるんですけど、この増減は増加と減少を足し合わせた正味だと理解しますが、農業政策のほうでは農地を森林に戻すというような政策が行なわれていて、補助等もあるようなので、そういうものがあるとなると森林の増加ということがあるか

と思うんですが、この面積の計算の根拠というか、増加が幾らで減少が幾らかみたいな 情報があれば教えていただきたい。

〇中谷会長

事務局。はい、どうぞ。

〇小池森林計画課長

委員のおっしゃられたとおり、ここに出ているマイナスの数字は正味の数字という形になります。ということで、増加について今回ないということになりますので、森林簿の補正報告による修正、あるいは林地開発の完了などによる修正。それで減が重なっているという状況が今回の状況です。

以上です。

〇中谷会長

蔵治委員、どうぞ。

〇蔵治委員

今回たまたまゼロだということですけど、今後はそういうことが発生し得るという理解でよろしいですね。

〇小池森林計画課長

はい。

〇蔵治委員

ありがとうございます。

〇中谷会長

ほかにいかがでしょう。荒川委員、どうぞ。

〇荒川委員

地域森林計画の「森の力」に関連した変更に関して、変更の決定後の扱いについての コメントになりますが、2点ございます。

1つは、今回の伐採方法の変更については、「森の力」の事業での伐採方法の自由度が上がったと理解をしています。そうしますと、今年度、既に森の力再生事業を活用した森林整備を所有者さんも事業体も進めているところですが、例えば4月からの方法によった場合のほうが自分の森に適した伐採方法だったなとか、そうした制度変更の境目以前の方が「少し待てばもっといい森林整備ができたな」と思われることのないように、1点は、これは4月からの施行ということですけれども、これが決まり次第、森林の所

有者さん、そして事業体の皆さんに、この4月1日からの伐採方法の変更の扱いについて丁寧に周知していただき、今年度この事業を活用される方が不利益に感じることのないように、情報提供の点でまずご配慮いただきたいということ。併せて可能な限り、今年度ここから3月末までの事業においても、新たに採用される方法に即して一定の柔軟な対応を現場でできるようご配慮いただいたほうがよろしいのではないかと考えます。以上です。

〇中谷会長

当局。はい、どうぞ。

〇小池森林計画課長

森の力再生事業の採択要件、事業の幅については、今回は計画上の整理をしたというだけですので、自由度が広がったとかはなくて、基本的に同じ仕組みの中で変わりないとご理解ください。

ただ、計画上の位置づけを変えますので、例えば伐採届の提出の方法であるとかが大きく変わってきますので、4月1日の前に準備期間がございますので、森林所有者の皆様、あるいは事業体の皆様にしっかりと周知をしていきながら、制度が適切に運用され、事業そのものもうまくいくようにやっていきたいと思います。

〇中谷会長

では、ほかにいかがですか。今泉委員、どうぞ。

〇今泉委員

今のと関連して確認ですけど、今まで森の力再生事業というのが、面積の最大というか、切れる幅というのが樹高の2倍ということで決まっていたと思うんですが、その部分については全く変更なく、今回は名称の変更だという理解でよろしいでしょうか。

〇中谷会長

はい、どうぞ。

〇小池森林計画課長

そのとおりです。計画制度上の整理をしたということでご理解ください。制度そのものは変わりありません。

〇今泉委員

分かりました。

森の力再生事業というのが、森の力を高めて、防災を含めたいろんな機能を保持する

という趣旨があると思うんですけど、あんまり伐採面積が大きくなってしまうと逆効果になりかねないと思ったんですが、そのあたりは変更ないということですね。分かりました。

〇中谷会長

ほかにいかがですか。浅見委員、どうぞ。

〇浅見委員

スライドの10ページに「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」というのがあって、「間伐」だとか「択伐」と書かれているんですが、例えば「皆伐」は何を想定しているのか。「択伐」というのは、例えばコナラ林とかシイ林とか、具体的に何を想定しているのか、教えていただけるでしょうか。

〇中谷会長

はい、どうぞ。

〇小池森林計画課長

具体的な想定ということですけど、今回お示ししているのが、基本的に人工林のところを題材にお話しをさせていただいております。ということで、スギ・ヒノキの森林を対象とした森の力再生事業ということになります。

〇浅井森林・林業局長

樹種の多様性のほうで……

〇浅見委員

そうです。

〇小池森林計画課長

こちらは広葉樹の事業ですので、こちらのパンフレットをごらんいただければと思います。

パンフレットをめくって左側です。ここに3種類事業のメニューが書いています。この10ページの箱の上段に書かれているのが人工林の再生整備ということで、1番目、一番左端のものになります。「特に樹種の多様性を」というところが、この3番目の青いやつです。竹林・広葉樹林を対象とした事業ということで考えています。

以上です。

〇中谷会長

いかがですか。

〇浅見委員

思っていたほど具体的ではないので少し残念ですが、この青い部分なんですね。「放置された竹林や広葉樹林を手入れします」と言って、大半は竹林の整備に終わっているのが「森のカ」だと実感しております。

広葉樹林の手入れですが、具体的に何を想定するかによって管理方法が大いに変わってきます。特に静岡の場合ですと、800m以下は放置しておきますと――放置というか、遷移に任せて天然更新を進めていきますと照葉樹林になってしまいます。でも、もともとのこの「里山の力も」ということですと、広葉樹林、コナラ林、クヌギ林なんていうのも800m以下のところには広く――面積としては小面積のものばかりですが、それでも広く広がっていたわけです。静岡県で国有林を除きますと、多分天然林が40%ぐらい。800m以上の部分が多いので、言っても20%か10%ぐらいは落葉の林だったんじゃないかと思います。

でも、この「広葉樹林で天然更新にします」と言ってしまいますと、多様性の低い、 樹種の限られた照葉樹林へとどんどん遷移していきます。ということは、普通に平地に 私たちが暮らしている周りの林というのが、桜が咲いて新緑があって紅葉があってとい うのが周りからなくなってしまって、シイだとかアラカシだとか、あるいはヒサカキ、 ソヨゴなんかの、すごく限られた樹種しか生育しない林になっていきます。

そのあたりを考えると、やはりこの「多様性増進を推進すべき森林」には、実は800m以上であれば天然更新もいいけれど、800m以下のところは天然更新で照葉樹林にするのもあり、あるいは一部によっては、管理をして照葉樹を除伐していくことによって夏緑林で維持するところも必要だという認識が必要じゃないかと思います。

その視点で、この緑のほうの資料を確認させていただきますと、例えば21ページのところに、「森林資源の目標等」として「天然生林は自然の推移に委ね、天然生林として維持することを基本とします」と。もうこれが基本になっていますが、場合によっては里山として維持していくことも、里地・里山の保全を一方で環境部局ではうたっているわけですから、やはり必要じゃないかと。

次の22ページの最下段の例を見ても天然生林と言って、これを放っておきますと単純 な照葉樹林になっていくということをやはり認識していただきたいなと思っています。

その目線で見ますと、30ページの表4-3に、「県内に育つ将来高木となりうる樹種」 として「広葉樹」のところにいっぱい挙がっています。これは、例えば800m以上であれ ばミズナラだとかブナなんか。800m以下であれば、例えば照葉樹林系統、シイ類だとかカシ類。里山であれば、800m以下の場合はコナラ、クリといったものになるということをしっかりと明記したほうが本当は分かりやすいかなと。

その意味でいきますと、「その他」のところに、例えばアカメガシワ、それから赤文字で「ハゼノキ」が入っているので、ここも言っていいのかなと思ったので、この表4-3まで来ていますが、ハゼノキ、クサギといったものは先駆性の樹種なので、将来高木になり得る樹種としてわざわざ赤文字で入れるほどのものでもないかなと。それより、将来天然性として林冠をしっかりと担ってくれる樹種を多様なものを書き入れたほうがいいのではないかと思った次第です。

長くてすみません。

〇中谷会長

事務局、いかがでしょう。はい、どうぞ。

〇小池森林計画課長

専門的なお立場からいろいろご助言をいただきまして、ありがとうございます。

森の力の再生プラスアルファの話だと思いますが、例えば21ページで申しますと、「区域設定のイメージ」と書かれております。里山という部分は、山林部分と都市部の間で、「快適環境形成機能維持増進森林」という位置づけの部分になっているかと思います。そういったところの植生について、施業そのものは、20ページの表2-5で施業種ということで書いていまして、特定広葉樹を育成していくというような位置づけで、地域森林計画を仕立てさせていただいているところです。

特定広葉樹の育成に関しては、表2-6のところで「郷土樹種を主体とする」という書き方にとどまっておりまして、その森林の遷移を少しイメージできていない部分が、ご指摘のとおりあるというふうに感じたところであります。

以上です。

〇中谷会長

浅見委員、いかがですか。

〇浅見委員

「ふじのくに生物多様性地域戦略」を読んでおりましても、里山の管理というところで、結局この「森の力」の項目がずらずらっと森林部局は並んでおりまして、その中が、 やはりどうしても人工林だとか、そのまま遷移を推進する書き方が多くなって、大半が それになっておりますので、やはり里山、特に落葉広葉樹林の里山もこの中に含まれる んだという認識で、少し文面を見直していただけるとありがたいです。

〇中谷会長

いかがでしょう。はい、どうぞ。

〇小池森林計画課長

少し持ち帰って検討させていただきます。

〇中谷会長

よろしいですか。

〇浅見委員

ありがとうございます。

〇中谷会長

ほかにいかがですか。板谷委員、どうぞ。

〇板谷委員

先ほど志賀委員が質問されていたことが、私も納得できないというか、私の理解のために教えていただきたいんですけれど、スライドの10ページで、皆伐か主伐かという話を志賀委員がされていたんですけれど、この「変更」の上段のところなんですけど、この「伐採方法は、皆伐又は間伐を原則とし」の意味というのは、「主伐(皆伐)又は間伐を原則とし」という意味ですか。

〇小池森林計画課長

はい、そのとおりです。

〇板谷委員

そういう理解でいいですか。

〇小池森林計画課長

はい。

〇板谷委員

分かりました。ということは、そこの四角の中は択伐だけが抜かされているという意味ですね。

〇小池森林計画課長

そういうことです。

〇板谷委員

択伐はここではしないという理解でいいですか。

〇小池森林計画課長

はい。

〇板谷委員

分かりました。ありがとうございます。

〇中谷会長

ほかにいかがでしょうか。リモートの方もないようですね。

それでは、意見も出尽くしたようですので、審議会としての意見を取りまとめたいと 思います。

「地域森林計画の変更」の原案に、多少「修正を」というご意見もございましたので、 その辺の意見も参考にしながらですが、「おおむね原案については適当である」という 旨を答申したいと思いますが、いかがですか。しっかりと修正をかけてからのほうがよ ろしいですか。

ご意見もないようですので、適当であるということですが、先ほど浅見委員等々からもご指摘があったように、少し表現についてご検討をいただいたほうがいいと思いますので、その点を加味していただきたいと。その条件をつけてということにさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次に報告に移ります。

「林地開発許可に係る答申」について説明願います。

〇事務局 (阿曽)

森林保全課の阿曽と申します。

林地保全部会事務局から、6月と9月に開催いたしました林地開発許可に係る答申の 結果につきまして報告いたします。

お手元の資料の「林地開発許可に係る答申(林地保全部会)」をごらんください。 初めに、答申実績について説明いたします。

資料の1、「林地開発許可案件答申実績」、(1)「件数実績」をごらんください。

左側の「個別」欄は、主に森林の形質変更面積が 5 haを超えるもので、新規が 2 件。 中央の「包括」欄は、主に森林の形質変更面積が 5 ha以下のもので、事務局で答申を行ない林地保全部会に報告したもので、新規が 5 件。合計 7 件となっております。保安林の解除の案件はありませんでした。 なお、本日午前中に、今年度4回目の林地保全部会を開催いたしました。この答申に つきましては、次回の本会議におきまして報告いたします。

その下、(2)「目的別件数面積」をごらんください。

7件の内訳を目的別に見ますと、「工場・事業場の設置」が1件、「残土処分場の建設」が1件、「土石の採掘」が5件となりました。

次に、案件の内容につきまして説明いたします。 2、「答申案件一覧」をごらんください。

「工場・事業場の設置」につきましては、5番の裾野市における1件。「残土処分場の建設」につきましては、4番の掛川市における1件。「土石の採掘」につきましては、1から3番、6番及び7番で、伊豆市ほかにおける5件でした。「土石の採掘」の5件につきましては、既に採掘を行なっている箇所の更新許可になります。

以上の全ての諮問に対しまして、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をいただきました。

なお、答申に際しまして附帯意見はありませんでしたが、指導事項として、「最終残壁が完成した箇所から順次緑化計画に従い緑化すること」「造成森林の植栽樹種は3種以上を検討すること」「災害や土砂の流出が発生した場合は速やかに地域住民へ報告するとともに適切な対策を行なうこと」などが付されました。これらの指導事項につきましては、県または林地開発許可の権限移譲市から事業者に伝達し指導することとしております。

林地保全部会事務局からの報告は以上です。

〇中谷会長

報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手を願います。よろしいで すか。

ご質問もないようですので、以上で報告を終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の審議及び報告は全て終了しました。事務局にお返しをいたします。

〇司会

閉会に当たりまして、森林・林業局長の浅井から一言ご挨拶を申し上げます。

〇浅井森林・林業局長

森林・林業局長の浅井でございます。

本日は、年末の多忙な時期にお集まりをいただきまして、このように貴重なご意見、 それから有意義な意見交換を拝聴することができました。誠にありがとうございました。

本日ご審議いただきました中では、主に「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」の扱いについては、針広混交林化の伐採の手法でありますとか、あと広葉樹林。これは特に里山になりますでしょうか。樹種の多様性の考え方。そういった点についてご意見をいただきました。それから、計画制度を変更するということで、そういったことをしっかり周知する必要があるというご意見をいただきました。それからテーダマツについては、その導入ですとか活用に向けた課題といったものについても問題提起をいただいたと思っております。

いただいたご意見の中で、計画制度の中で反映すべきものがあれば、今日のご意見を 踏まえまして一部修正なども加えまして、最終的には農林水産大臣への協議を経まして、 1月にはこの計画内容を県内の皆さんに公表する予定でございます。

終わりになりますが、今後とも、本県の森林・林業、それから木材産業の発展のため に、ご意見、それからご提案。そういったものを賜りますようにお願いを申し上げまし て、簡単ではございますが、本日のお礼とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〇司会

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、また長時間のご審議あ りがとうございました。

以上をもちまして令和4年度第2回森林審議会を終了いたします。

午後2時32分閉会